

富山県立富山西高等学校 P T A 会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は富山県立富山西高等学校 P T A と称し、事務局を本校内におく。

(組 織)

第2条 本会は本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員並びに本会の趣旨に賛同する者で組織する。

(目 的)

第3条 本会は学校と家庭が一体となって生徒の福祉を増進し、教育の充実、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

イ) 教育振興に関すること。

ロ) 会員相互の研修に関すること。

ハ) 生徒の福祉増進に関すること。

ニ) その他、目的達成に関すること。

(役 員)

第5条 本会に下記の役員をおく。

会 長 1 名 副会長 若干名 監 事 2 名

委 員 若干名 顧 問 若干名 幹 事 若干名

第6条 (1) 会長、副会長、監事は総会において選出する。

(2) 委員は、学級毎に地域を考慮して選出する。

ただし、その数は会員数のおおむね1割とする。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代理する。

監事は会計、会務を監査する。

委員は議事を審議する。

(顧 問)

第9条 本会は総会の承認を得て顧問をおくことができる。

顧問は本会の重要事項に関し諮問に応ずる。

(幹 事)

第10条 本会は円滑なる事務管理をするため、会務を運営する

庶務担当者及び会務の出納と財産管理する会計担当の幹事をおく。

第11条 会長は、本会の庶務・会計の事務を学校長に委任することができる。

幹事は職員のなかから学校長の意見を徴し、会長がこれを委嘱する。

(会 議)

第12条 (1) 本会の会議を総会及び役員会とする。

(2) 総会は毎年1回5月に開く。ただし、必要があるときは、臨時総会を開くことができる。

(3) 役員会は必要のつど開会する。

(4) 会議は会長が召集し、会議の議長となる。

第13条 総会には下記の事項を附議しなければならない。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 役員の選任

(4) 会則の改廃

(5) その他必要な事項

(会 計)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 (1) 本会の経費は会費、寄付及び雑収入で充てる。

(2) 会費の額は毎年総会で定める。

(個人情報の保護)

第16条 本会は、会員および生徒の個人情報を適正に取り扱い、その保護に努める。個人情報の収集・利用・管理に際しては、目的を明確にし、必要最小限の範囲でこれを行うものとする。また、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者へ当該情報を提供しない。

(慶 弔)

第17条 会員（保護者の場合はその配偶者を含む）および生徒が死亡した時に、香料1万円と弔電を送る。

附 則

(1) この会則は、昭和52年4月28日より施行する。

(2) 平成元年5月17日一部改正する。

(3) 平成12年5月12日一部改正する。

(4) 平成24年5月12日一部改正する。

(5) 平成26年5月17日一部改正する。

(6) 令和8年5月16日一部改正する。

富山県立富山西高等学校後援会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は富山県立富山西高等学校後援会と称し、事務局を本校内におく。

(目的)

第2条 本会は富山県立富山西高等学校の教育方針に基づき、教育活動の振興を図るため、学校との連絡を保ちこれを援助することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 外部模試・各種検定の運営に関すること
- 2 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は富山県立富山西高等学校在学生の保護者並びに上記の目的に賛同するものを会員とする。

(役員)

第5条 本会に下記の役員をおく。

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 監 事 | 2名 |
| 委 員 | 若干名 | 顧 問 | 若干名 | 幹 事 | 若干名 |
- 2 役員は、富山県立富山西高等学校PTA役員がこれを兼ねる。ただし、学校教職員を除く。
 - 3 役員の任期は1ヶ年とし、再選を妨げない。

(任 務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 監 事 会計及び財産の状況を監査する。
- 4 委 員 重要事項を評議する。
- 5 幹 事 会長の命により庶務、会計を担当する。

(選 出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事、委員は総会において選出する。
- 2 幹事は会長が委嘱する。
- 3 会長は、本会の庶務・会計の事務を学校長に委任することができる。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は役員の推薦により、総会の承認を得て会長がこれを委嘱し、本会の諮問に応ずる。

(会議)

第9条 総会は年1回開く。臨時総会、役員会は必要に応じて開く。

- 2 総会、役員会は会長が召集する。会議の決議は出席者の過半数をもって成立する。

(会計)

第10条 本会の経費は外部模試の受験料をもって充てる。

- 2 本会の年度会計は、収支同額決算とする。
- 3 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌年の4月30日に終わり、会計は毎年1回総会においてこれを報告する。

(会則改正)

第11条 本会の会則は総会の議決を経てこれを変えることができる。

附 則

- (1) この会則は昭和45年4月1日より施行する。
- (2) 平成24年5月12日一部改正する。
- (3) 平成27年5月16日一部改正する。
- (4) 平成30年5月12日一部改正する。